

移住労働者権利委員会第 30 会期開幕

2019/04/01

国連人権高等弁務官事務所

移住労働者権利委員会第 30 会期が開幕した。今会期では、タジキスタン、アルバニア、グアテマラ、リビアの報告書の審査が行われる。開会にあたり人権高等弁務官事務所の代表が挨拶を行った。内容は以下のとおり。今ほど移住における人権の向上が必要に迫られているときはない。現在世界には 2 億 5,800 万人の移住者が存在し、半数が女性であり、2017 年の推定では子どもの移住者は約 5,000 万人である。移住者とその家族の権利は恒常的に侵害されており、彼らは有害・危険な状況の中で働いている。2018 年に 160 カ国以上によって採択された安全で秩序ある正規移住のためのグローバル・コンパクトは、移住者とその人権の課題に取り組み、移住に関するグローバル・ガバナンスを改善するために重要なステップである。移住労働者権利条約の締約国は 2 カ国の新たな批准により 54 カ国となった。これは歓迎すべきことであるが、今なお移住目的国は批准していない。

障害者権利委員会第 21 会期閉幕

2019/04/08

国連人権高等弁務官事務所

障害者権利委員会第 21 会期が 5 日、閉幕した。この会期ではキューバ、ニジェール、ノルウェー、ルワンダ、サウジアラビア、セネガル、スペイン、トルコ、バヌアツの報告書が審査され、それぞれに対する最終見解と勧告が採択された。また、4 件の個人通報が審理され、1 件が条約違反、1 件が受理不能、1 件が審理打ち切り、1 件はさらなる調査のために審理延期となった。閉会前に国際障害同盟 (IDA) の代表が発言し、各国政府に対して選択議定書の採択と条約の留保の撤回を求めた。また、障害のある子どもの施設収容が続いていることに強い懸念を表し、委員会に対してこの状況を解消すべく取り組むよう求めた。第 22 会期は 8 月 26 日～9 月 20 日に開催され、アルバニア、オーストラリア、エクアドル、エルサルバドル、ギリシャ、インド、イラク、クウェート、ミャンマーの報告書が審査される予定である。

強制失踪委員会第 16 会期開幕

2019/04/08

国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会第 16 会期が開幕した。今会期では強制失踪条約の実施状況に関するイタリア、チリ、ペルーの第 1 次報告書が審査される。開会にあたり人権高等弁務官事務所の代表が挨拶を行った。内容は以下のとおり。昨年 10 月に自由権規約委員会が採択した、生命に対する権利に関する一般的意見では、強制失踪は生命の権利に対する大きな脅威であることが強調され、政府にはすべての失踪ケースの調査、加害者の処罰、被害者への十分な補償を行う義務があると規定されている。また、家族は失踪者の死亡宣告後に補償を受ける資格を有し、政府は失踪者と家族の関係を認めるための手段を提供すべきことが明確にされている。今年 1 月に採択された、行方不明者に関する国連総会決議(A/RES/73/178)では、各国政府に対して強制失踪条約を署名・批准し、31・32 条 [個人の通報、国家の通報] の受諾を検討することが求められている。

国際ロマ・デー

2019/04/08

国連人権高等弁務官事務所

国際ロマ・デーに際し、マイノリティの問題に関する特別報告者が声明を発表した。内容は以下のとおり。欧州最大のマイノリティであるロマの人々は、豊かな歴史を有し、社会に大きく貢献してきたが、彼らの芸術的・文化的伝統は多くの場合無視され、注目されていない。彼らが社会の完全な一員となり、権利が十分に尊重されるための行動が必要である。欧州のロマの人々に対する脅迫・攻撃・暴力、近年のソーシャルメディアなどによる事件の顕著な増加は憂慮すべきことである。世界中で生じているロマに対する憎悪・排除・スケープゴート・暴力には多くの要因があるが、その一つとして、経済・政治環境の変化、社会・経済的不平等の悪化、ポピュリズムの台頭に伴う構造的・制度的差別が挙げられる。ロマのようなマイノリティが社会の重要で生産力のある一員であるために、政府は彼らに対し平等な機会と尊重を確保する特別な責任を負っている。

移住労働者権利委員会第 30 会期閉幕

2019/04/12

国連人権高等弁務官事務所

移住労働者権利委員会第 30 会期が閉幕した。今会期では、移住労働者権利条約の実施状況に関するアルバニア、グアテマラ、タジキスタン、リビアの報告書が審査され、それぞれに対する最終見解と勧告が採択された。また、西アフリカ諸国経済共同体加盟国と条約の批准と実施が討議され、移住者の人権に関する特別報告者と有意義な意見交換が行われた。さらに、人権高等弁務官事務所の移住チームが移住のためのグローバル・コンパクト、国連移住ネットワーク、移住と開発に関するグローバル・フォーラム、移住に関連する事務所の活動を説明した。加えて、条約とグローバル・コンパクトとの接点に関する作業部会が新設され、前会期に引き続き、移住者の自由と恣意的抑留からの保護に関する一般的意見第 5 号の作成が検討された。第 31 会期は 9 月 2～11 日に開催され、アルゼンチン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、コロンビアの報告書が審査される予定である。

子どもの権利条約個人通報選択議定書 採択から5周年

2019/04/12

国連人権高等弁務官事務所

個人通報に関する子どもの権利条約選択議定書(OPIC)が採択されてから、4月14日に5周年を迎えるのに際し、子どもの権利委員会、子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表、子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表、子どもの売買・性的搾取に関する特別報告者が声明を発表した。内容は以下のとおり。196カ国が批准した子どもの権利条約は最多の批准国を誇るが、OPICを批准した国は43カ国に過ぎない。153のOPIC未批准国に対して、OPICを批准し、子どものすべての人権の実現を確保することにより、子どもの保護を強化するよう求める。自国の政府がOPICを批准したならば、条約と二つの選択議定書の違反について、子どもは国内での法的手段を尽くしたのち、子どもの権利委員会に通報することができる。政府は子どもの権利の侵害を国内レベルで適切に解決する最終的な責任を負う。国内で解決されない場合には、国際レベルで子どもの声を聞く必要がある。

強制失踪委員会 条約締約国・NGO と会合

2019/04/15

国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会は、条約締約国・NGO とそれぞれ会合を持った。委員長は締約国に緊急行動の要請、2020 条約機関レビュー、失踪者の捜索のための指導原則案を説明した。各国政府の代表は、強制失踪条約の普遍化のための努力を支持し、2020 レビューへの参加の重要性を強調した。NGO の代表は、強制失踪委員会の制度・手続は迅速な行動と特別な資金を要するが、こうした委員会の特殊性が条約機関改革プロセスでの提案では考慮されていないと懸念を表した。日本政府代表も発言し、国際社会は条約を通じて拉致問題を含む強制失踪は処罰されることを確約していると述べた。また、日本はアジア地域などの国々に、条約の重要性を認識するよう働きかけており、普遍的定期審査では条約の批准を求めていると説明した。一方、2018 年 11 月の日本の報告書審査を取り上げ、委員会は日本政府の説明を考慮しなかったと述べた。

子どものプライバシーのための協議開始

2019/04/17

国連人権高等弁務官事務所

プライバシーの権利に関する特別報告者は、世界中の子どものプライバシーの保護・救済の改善に関する勧告作成のために、オンラインや公開での協議を含めた 2 年間のプログラムを開始し、声明を発表した。内容は以下のとおり。先週英国政府がオンライン有害情報白書を公表し、英国個人情報保護委員会が新たな規約“Age Appropriate Design”作成のための協議を開始したことを歓迎する。企業による個人データの利用に関する私のタスク・フォースの 9 月の会合では、“Age Appropriate Design Code”についても討議することとした。これから作成する勧告は世界的に実現可能か、その方法や時期について、Google、Apple、Facebook、Microsoft、Amazon、Twitter などの企業から直接意見を聞きたいと思っている。すべての関係者には英国の協議に貢献してもらいたい。そうした参加が、子どものプライバシーの新たな保護・救済が世界で導入される方法に影響を与えるはずである。

拷問禁止委員会開催の予定

2019/04/17

国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会が4月23日～5月17日に開催される。この会期では、ベニン、コンゴ民主共和国、ドイツ、メキシコ、南アフリカ、英国について審査が行われる。各国に対する委員会の最終見解は5月17日に公表される予定である。会期に関するハッシュタグは#CAT66、会合はインターネットで中継される予定である(<http://webtv.un.org/live>)。拷問禁止委員会は拷問等禁止条約の締約国(現在 166 カ国)の条約遵守を監視する機関である。締約国は条約と委員会のこれまでの勧告の実施状況について定期的に審査を受けなければならない。委員会は世界中から選出された10名の人権専門家から成る。委員は自国の代表としてではなく個人の資格で委員を務める。委員会の最終見解は、各国の条約上の人権義務の遵守を独立に評価するものである。

人種差別撤廃委員会開催の予定

2019/04/18

国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会が4月23日～5月10日に開催される。この会期では、アンドラ、グアテマラ、ハンガリー、リトアニア、ザンビアについて審査が行われる。各国に対する委員会の最終見解は5月10日に公表される予定である。人種差別撤廃委員会は、人種差別撤廃条約の締約国(現在 180 カ国)の条約遵守を監視する機関である。締約国は条約と委員会のこれまでの勧告の実施状況について定期的に審査を受けなければならない。委員会は世界中から選出された18名の人権専門家から成る。委員は自国の代表としてではなく個人の資格で委員を務める。委員会の最終見解は、各国の条約上の人権義務の遵守を独立に評価するものである。

強制失踪委員会第 16 会期閉幕

2019/04/18

国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会第 16 会期が閉幕した。今会期では、強制失踪条約の実施状況に関するチリ、イタリア、ペルーの報告書が審査され、それぞれに対する最終見解と勧告が採択された。閉会にあたり寺谷広司報告者が会期中の活動について発言し、2020 条約機関レビューに関連して、委員会は事務総長に対し総会決議 68/268 の実施に関する報告書に委員会のすべての活動を掲載するよう求めることを決議したと述べた。委員長は、今会期中に採択された失踪者の捜査に関する指導原則は、各国の捜査における障壁克服の成功例を収集しており、各国に新たな義務を課すのではなく、各国の方針策定を支援するものであると述べ、指導原則を広く普及させ、指導原則の実施における成功例を収集するよう求めた。第 17 会期は 9 月 30 日～10 月 11 日に開催され、ボリビアとスロバキアの報告書が審査される予定である。

拷問禁止委員会第 66 会期開幕

2019/04/23

国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会第 66 会期が開幕した。今会期ではコンゴ民主共和国、メキシコ、ドイツ、南アフリカ、ベニン、英国の報告書が審査される。また、12 件の個人通報などの審理、報復に関する報告書と年次報告書の検討、恣意的抑留に関する作業部会との第 2 回会合などが行われる。開会の挨拶を行った人権高等弁務官事務所の代表は、現在世界の多くの地で人権が支持を失いつつあると同時に、人権のための強力な活動も見られることを指摘した。また、高等弁務官の 2019 年人権アピールでは人権侵害防止活動の強化が確約され、人権条約機関が防止活動で重要な役割を果たすとされていることに触れ、被害者のために具体的結果を出す必要があると述べた。さらに、拷問禁止条約はサモアの加入により締約国が 166 カ国になったことを報告し、委員会が恣意的抑留に関する作業部会などの他の拷問禁止制度と協力していることを称賛した。

人種差別撤廃委員会第 98 会期開幕

2019/04/23

国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会第 98 会期が開幕した。今会期ではアンドラ、グアテマラ、ハンガリー、リトアニア、ザンビアの状況が審査される。開会にあたり人権高等弁務官事務所の代表が挨拶を行った。内容は以下のとおり。1 月前の国際人種差別撤廃デーに人権理事会と総会が行った「台頭するナショナリスト、ポピュリズム、過激な至上主義者のイデオロギーの緩和・対策」のテーマでの記念行事は、深刻な現状を警告する機会にもなった。人権高等弁務官は、人種差別撤廃条約は確固たる法律で人種的優位や嫌悪に基づく思想の普及を防止するよう促していることを強調し、各国政府に対し差別を扇動するそうした思想の普及を公然と非難するよう求めている。人種差別から人々や集団を保護することは、人権高等弁務官事務所の中核となる 6 計画のうちの 1 つであり、様々な部署での努力が実り、具体的な成果が出ている。

高等弁務官 新テクノロジーに対する“賢明な措置”を求める

2019/04/24

国連人権高等弁務官事務所

バチエレ人権高等弁務官は、各国政府に対し新テクノロジー規制のために賢明に組み合わされた措置をとるよう求めるとともに、テクノロジー企業の活動への国際人権原則の組み入れを支援する計画を開始することを明らかにした。高等弁務官は4月15～18日にシリコンバレーを訪問し、Apple、Facebook、Google、Microsoft、Salesforceなどの幹部、専門家、学生、市民社会組織、外交団などと討議した際には、企業と人権に関する国連指導原則は先進技術にも適用可能であり、企業に対し人権侵害の被害者に救済を行うよう求めていることを強調した。訪問後の声明では、国連の人権枠組はすでに世界中で支持されており、新テクノロジーの人権への悪影響の緩和にも役立つ可能性があるとして述べた。また、各国政府は企業の規制に踏み出し、同時に企業も自身の責任を果たすためにさらに努力する必要があると述べた。

EU の持続可能な投資に関する規則

2019/04/25

国連人権高等弁務官事務所

EU が持続可能な投資を進めるための規則に合意した。新たな規則は、保険業者、投資運用会社、投資顧問など、様々な金融関係者を対象にするもので、投資の決定において人々と地球のリスク（いわゆる環境・社会・ガバナンス・リスク）に相当な注意を払い、責任ある投資と透明性を促進し、リスクの特定・対処のために講じた措置を開示するよう求めている。規則の合意を受けて、多国籍企業に関する作業部会、対外債務に関する独立専門家、環境に関する特別報告者が声明を公表し、企業や投資家が人権に相当な注意を払うことは、持続可能な開発の不可欠な要素である人々への大きな貢献となり、特に脱税・税金回避の防止のために重要であるとした。そして、EU 加盟国に規則の迅速な実施を求めるとともに、規則の実施によって、投資家が人権リスクを管理する目的は人々へのリスクの防止・対処であり、投資へのリスクのためではないと理解するよう期待していると述べた。